**入浴施設自主管理手引書（例）**

１　衛生管理責任者　＜氏名：　　　　　　　＞

【役割】 ・衛生管理に関する手引書の作成、見直し

　　　　 ・従事者に対する業務内容の周知徹底

　　　　 ・衛生管理状況の確認

２　施設・設備の確認

1. 施設における源泉、水源を含む原水\*・原湯\*から浴槽、循環、排水までの

設備の状況を確認できる配管図や系統図を保管する。

（２）故障している機器類は修理・購入をする。

（３）不要な配管は塞ぐ等管理をする。

３　点検表等の作成及び掲示

（１）換水、清掃、消毒、水質検査等の衛生管理を適正に行うため、点検表を作成し、定期的に確認と保存を行う。

（２）残留塩素濃度測定の記録、水質検査結果は検査日から３年間保管する。

（３）水質検査結果書が手元に届いたら、保健所に報告する。

（４）水質検査結果書を利用者が見やすい位置（ロビー、受付、脱衣室等）に掲示する。

（５）浴槽に入る前には体を洗うこと等の入浴上の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示する。

（６）薬湯、サウナ設備等入浴に注意が必要な施設にあっては、入浴場の注意事項を入浴者の見やすい場所に掲示する。

４　入浴施設の管理

（１）浴槽水は、常に清浄に保ち、かつ、浴槽を満たしている。

（２）上がり用湯\*及び上がり用水\*は清浄で十分な量を供給する。

（３）うたせ湯、シャワーに浴槽水\*を使用しない。

（４）排水設備は、排水が円滑に行われるよう十分な清掃と防臭を行う。

（５）浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させる。

（６）入浴者の安全を確保する。

（７）系統毎の実施項目

　　　①循環式浴槽でないもの（かけ流し等）　別紙１

　　　②○○循環系統（毎日換水型の循環式浴槽）　別紙２

　　　③△△循環系統、□□循環系統（連日使用型の循環式浴槽）　別紙３

５　レジオネラ属菌検査の結果、基準に適合していないことが判明した場合

1. 入浴施設の使用を中止するなど利用者の安全確保に努める。

（再検査で未検出が確認できるまで原則その浴槽は使用しない）

1. 施設の利用者に体調不良者がいないか確認する。
2. 速やかに保健所に報告する。
3. 清掃や洗浄・消毒等を行う。
4. 再検査でレジオネラ属菌が未検出であることを確認した後、使用を再開する。

６　レジオネラ症患者が発生した場合

1. 直ちに保健所に通報し、その指示に従うとともに経営責任者へ報告する。
2. 浴槽、循環ろ過装置等施設の現状を保持する。（浴槽の湯を抜かない、機械等を止めない）
3. 入浴施設の使用を中止する。独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。
4. 施設の利用者に他に体調不良者がいないか確認する。

\*原湯：浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水

\*調節箱：洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽

\*原水：原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調節する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水

\*上がり用湯：洗い場及びシャワーに備え付けられた水洗から供給される温水

\*上がり用水：洗い場及びシャワーに備え付けられた水洗から供給される水

\*浴槽水：浴槽（屋内のものに限る）内の湯水

＜別紙１＞

①循環式浴槽でないもの（かけ流し等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施項目 | 実施時期（頻度） | 実施者 | 条例の基準 |
| ○脱衣所・便所・浴場（浴槽以外）・その他（受付、休憩所等）の清掃 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　） | 常に清潔を保つこと |
| ○くし、タオル、かみそり等の交換・消毒 | 毎日○時、△時、□時、◇時 | 担当（　　　） | 新しいもの又は消毒した清潔なものを貸与 |
| ○浴槽の清掃、浴槽水の換水 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　） | 原則、毎日常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせるものの場合は週１回以上 |
| （浴槽水の消毒を行う場合）○浴槽水の消毒・残留塩素濃度の測定と結果記録（塩素注入量の調整） | 毎日○時、△時、□時、◇時（遊離塩素濃度0.4～1.0mg/L、結合塩素濃度3.0mg/L） | 担当（　　　　） |  |
| ○シャワーの確認・通水・ヘッドとホースの点検・ヘッドとホースの洗浄・消毒 | ・毎週○曜日・毎年○月△月・毎年○月 | 担当（　　　　）担当（　　　　）担当（　　　　） | ・通水（1週間に1回以上）・ヘッドとホースの点検(1年に2回以上)・ヘッドとホースの洗浄・消毒（１年に1回以上） |
| ○害虫・ネズミ等の駆除 | 毎月 | 業者名（　　　　）担当（　　　　　） |  |
| ○貯湯槽・生物膜、その他汚れの監視・清掃・消毒 | ・毎月○日・毎年○月 | 業者名（　　　　　　　　） | 定期的に行う |
| ○レジオネラ属菌検査の実施・浴槽水 | 毎年○月 | 業者名（　　　　　　） | 1年に1回以上 |
| ○調節箱\*・生物膜の監視・清掃・消毒 | ・毎月○日・毎年○月 | ・担当（　　　　）・業者名（　　　　　　） | 生物膜除去の為の清掃・消毒は1年に1回以上 |

＜別紙２＞

②○○循環系統（毎日換水型の循環式浴槽）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施項目 | 実施時期（頻度） | 実施者 | 条例上の基準 |
| ○脱衣所・便所・浴場（浴槽以外）・その他（受付、休憩所等）の清掃 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 常に清潔を保つこと |
| ○くし、タオル、かみそり等の交換・消毒 | 毎日○時、△時、□時、◇時 | 担当（　　　　） | 新しいもの又は消毒した清潔なものを貸与 |
| ○浴槽の清掃、浴槽水の換水 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 毎日 |
| （気泡発生装置、ジェット噴射装置等微少な水粒を発生させる設備のついた浴槽の場合）○浴槽の清掃、浴槽水の換水○内部の生物膜その他の汚れの状況の監視、清掃・消毒 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 連日使用している浴槽水を使用しない |
| ○集毛器の清掃及び消毒 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 毎日 |
| ○浴槽水の消毒・残留塩素濃度の測定と結果記録　　（塩素注入量の調整）※0.4mg/L以下だった場合の対応（　　　　　　　　　　　　　） | 毎日○時、△時、□時、◇時 | 担当（　　　　） | 毎日測定遊離残留塩素濃度通常0.4mg/L、最高1.0mg/L結合残留塩素濃度3.0mg/L |
| ○貯湯槽内の原湯\*温度の確認又は残留塩素濃度の測定と結果記録（0.4～1.0mg/L） | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 貯湯槽内の原湯等の温度は常に６０℃以上又は消毒を行うこと |
| ○消毒装置（塩素自動注入器）の確認　・薬剤残量の確認 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） |  |
| ○シャワーの確認　・通水　・ヘッドとホースの点検　・ヘッドとホースの洗浄・消毒 | ・毎週○曜日・毎年○月、△月・毎年○月 | ・担当（　　　　）・担当（　　　　）・担当（　　　　） | ・通水（１週間に1回以上）・ヘッドとホースの点検(1年に2回以上)・ヘッドとホースの洗浄・消毒（１年に1回以上） |
| ○循環ろ過装置　・ろ過器の逆洗浄・清掃・消毒　・循環設備の清掃・消毒 | 毎週○曜日 | ・担当（　　　　）・業者依頼（　　　　　　） | １週間に1回以上 |
| ○水位計配管の清掃・消毒 | 毎週○曜日 | 担当（　　　　） | 1週間に1回以上 |
| ○レジオネラ属菌検査の実施　・浴槽水　 | 毎年○月 | 業者依頼（　　　　　　） | 1年に1回以上 |
| ○害虫・ネズミ等の駆除 | 毎月 | 業者名（　　　　　　）担当者（　　　） |  |
| ○貯湯槽・生物膜その他汚れの監視・清掃・消毒 | ・毎月○日・毎年○月 | 担当（　　　　）業者名（　　　　　　） | 定期的に行う |
| ○調節箱\*・生物膜の監視・清掃・消毒 | ・毎月○日・毎年○月 | ・担当（　　　　）・業者名（　　　　　　） | 生物膜除去の為の清掃・消毒は1年に1回以上 |
| （回収槽水を浴用に供する場合）○オーバーフロー還水管の清掃・消毒○回収槽の清掃・回収槽内部の壁面の清掃・消毒・回収槽水の消毒 | ・毎週○曜日・毎週○曜日・残留塩素濃度常時0.4～1.0mg/L | ・担当（　　　　）・担当（　　　　） | ・1週間に1回以上・1週間に1回以上 |

＜別紙３＞

③△△循環系統、□□循環系統（連日使用型の循環式浴槽）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施項目 | 実施時期（頻度） | 実施者 | 条例上の基準 |
| ○脱衣所・便所・浴場（浴槽以外）・その他（受付、休憩所等）の清掃 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 常に清潔を保つこと |
| ○くし、タオル、かみそり等の交換・消毒 | 毎日○時、△時、□時、◇時 | 担当（　　　　） | 新しいもの又は消毒した清潔なものを貸与 |
| ○浴槽の清掃、浴槽水の換水 | ○の湯：毎週■曜日△の湯：毎週◆曜日 | 担当（　　　　） | 1週間に1回以上 |
| （気泡発生装置、ジェット噴射装置等微少な水粒を発生させる設備のついた浴槽の場合）○浴槽の清掃、浴槽水の換水 | 毎日　営業終了後 |  | 連日使用している浴槽水を使用しない |
| ○集毛器の清掃及び消毒 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 毎日 |
| ○浴槽水の消毒・残留塩素濃度の測定と結果記録　　（塩素注入量の調整）※0.4mg/L以下だった場合の対応（　　　　　　　　　　　　　） | 毎日○時、△時、□時、◇時 | 担当（　　　　） | 毎日測定遊離残留塩素濃度通常0.4mg/L、最高1.0mg/L結合残留塩素濃度3.0mg/L |
| ○貯湯槽内の原湯\*温度の確認（６０℃以上）又は残留塩素濃度の測定と結果記録（0.4～1.0mg/L） | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） | 貯湯槽内の原湯等の温度は常に６０℃以上又は消毒を行うこと |
| ○消毒装置（塩素自動注入器）の確認　・薬剤残量の確認　 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） |  |
| ○シャワーの確認　・通水　・ヘッドとホースの点検　・ヘッドとホースの洗浄・消毒 | ・毎週○曜日・毎年○月、△月・毎年○月 | ・担当（　　　　）・担当（　　　　）・担当（　　　　） | ・通水（１週間に1回以上）・ヘッドとホースの点検(1年に2回以上)・ヘッドとホースの洗浄・消毒（１年に1回以上） |
| ○循環ろ過装置　・ろ過器の逆洗浄・清掃・消毒　・循環設備の清掃・消毒 | ・毎週○曜日 | 担当（　　　　）業者依頼（　　　　　　） | ・１週間に1回以上・1週間に1回以上 |
| ○水位計配管の清掃・消毒 | 毎週○曜日 | 担当（　　　　） | 1週間に1回以上 |
| ○レジオネラ属菌検査の実施　・浴槽水　 | 毎年○月、△月 | 業者依頼（　　　　　　） | ・塩素系薬剤を使用：1年に2回以上・塩素系薬剤を使用しない消毒：1年に4回以上 |
| ○害虫・ネズミ等の駆除 | 毎月 | 業者名（　　　　　　）担当者（　　　） |  |
| ○貯湯槽・生物膜その他汚れの監視・清掃・消毒 | 毎月○日毎年○月 | 担当（　　　　）業者名（　　　　　　） | 定期的に行う |
| ○調節箱\*・生物膜の監視・清掃・消毒 | ・毎月○日・毎年○月 | 担当（　　　　）業者名（　　　　　　） | 生物膜除去の為の清掃・消毒は1年に1回以上 |
| （回収槽水を浴用に供する場合）○オーバーフロー還水管の清掃・消毒○回収槽の清掃消毒・回収槽水の消毒 | ・毎週○曜日・毎週○曜日・残留塩素濃度常時0.4～1.0mg/L | ・担当（　　　　）・担当（　　　　）・担当（　　　　） | ・1週間に1回以上・1週間に1回以上 |

参考①(大分県旅館業法施行条例第4条関係、大分県公衆浴場法施行条例第5条関係　別表第一)

＜レジオネラ属菌検査の基準＞※原湯\*、原水\*、上がり用湯\*、上がり用水\*、浴槽水\*に規定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水質項目 | 水質基準 | 検査方法 |
| レジオネラ属菌 | 検出されないこと（10cfu未満/100mL） | ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法 |

参考②(大分県旅館業法施行細則第7条、大分県公衆浴場法施行細則第6条)

＜レジオネラ属菌検査の頻度＞※浴槽水\*に規定

|  |  |
| --- | --- |
| 系統 | 検査頻度 |
| 循環式浴槽でないもの | 年に１回以上 |
| 循環式浴槽で、浴槽水を毎日換水するもの | 年に１回以上 |
| 循環式浴槽で、浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒し、連日使用するもの | 年に２回以上 |
| 循環式浴槽で、浴槽水を塩素系薬剤を使用しない方法で消毒し、連日使用するもの | 年に４回以上 |

参考③(大分県旅館業法施行条例第4条関係、大分県公衆浴場法施行条例第5条関係　別表第二)

＜浴槽水の消毒＞※循環式浴槽のみ規定

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準濃度（mg/L） |
| 遊離残留塩素濃度 | 通常0.4、最高1.0 |
| 結合残留塩素濃度 | 3.0 |